

# 八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日改訂

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日改訂

令和 3 年（2021 年）3 月 11 日改訂

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日改訂

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日改訂

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日改訂

## （総則）

第 1 条 この要綱は、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業にかかる補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）第 5 条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第 2 条 この補助金は、「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」第 6 条に定める内容の実施に要する経費の一部を、市が予算の範囲内で補助することにより、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業を円滑に実施することを目的とする。

## （補助対象経費）

第 3 条 この補助金の交付対象となる経費及び上限額は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- （1）飲食等にかかる食糧費
- （2）大規模修繕にかかる工事費
- （3）自動車や不動産等の取得
- （4）他の補助制度により、既に補助を受けている経費

## （補助対象者）

第 4 条 この補助金の交付を受ける対象者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱に基づき、当該事業に参加する団体とする。

## （補助金の申請）

第5条 補助対象者は、次に掲げる申請書類及びその付属資料を所定の期日までに市に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 事業計画書（第3号様式）

（交付の決定）

第6条 市は補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（補助金の交付）

第7条 市は前条の規定による交付決定の後、補助対象者の請求に基づき、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付額）

第8条 交付する補助金の額は、別表第1に定めるところにより、市の予算の範囲内において決定する。

（事業計画の変更等）

第9条 規則第10条の規定による計画の変更等にかかる申請については、内容変更・中止申請書（第5号様式）によることとする。

2 市は、前項の申請に基づき、補助金の交付の決定を取消し又は変更することができる。

（実績報告）

第10条 補助対象者は補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算し、1か月以内に実績報告書（第6号様式）及び収支決算書（第7号様式）を市に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市は、前条による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて、現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により、補助対象者に通知する。

（交付決定の取り消し）

第12条 市は、補助対象者が次のいずれかに該当したとき、補助金の交付決定の全部又は一部を

取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき
- (4) 実施要綱第12条に基づく、活動の休止・廃止・取消があったとき

(補助金の返還)

第13条 補助対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第11条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(事務所管)

第14条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、福祉部高齢者いきいき課において処理する。

(補助金の終期)

第15条 この補助金の終期は介護保険制度の改正に合わせることにする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

別表第1 補助対象経費及び補助金の上限額（第3条関係）

| 補助対象経費 |                 |                                                                                                                                               | 月あたりの上限額                                  |
|--------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 基準額    |                 | 事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネート等にかかる人件費（物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼等実施要綱第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援に必要な経費を含む）                       | 30,000 円/月                                |
| 加算     | 活動エリア加算         | 活動エリアを生活支援の活動範囲を市内全域とする場合に基準額に準じて加算                                                                                                           | 10,000 円/月                                |
|        | 地域状況把握加算        | 地域課題を把握するためのアンケート調査や地域資源調査、生活支援のニーズ把握等を行う場合に基準額に準じて加算                                                                                         | 10,000 円/月                                |
| 加算     | 賃借料加算           | 家賃（敷金・礼金含む）、コピー機等の賃借にかかる経費に応じて加算。                                                                                                             | 20,000 円/月                                |
|        | 車両を利用した生活支援実施加算 | 車両を活用した生活支援（買物・外出付き添い等）を実施する場合、次の経費に応じて加算<br><br>（1）自動車の賃借料（個人所有車両を除く）<br>（2）保険料（個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く）<br>（3）安全運転講習受講にかかる費用<br>（4）駐車場代の実費 | ①延べ利用人数<br>（1か月あたり）<br>1～3人<br>5,000 円/月  |
|        |                 |                                                                                                                                               | ②延べ利用人数<br>（1か月あたり）<br>4～6人<br>10,000 円/月 |
|        |                 |                                                                                                                                               | ③延べ利用人数<br>（1か月あたり）<br>7人以上<br>20,000 円/月 |
|        | 通いの場加算          | 実施要綱第3条第3項及び第7条に定める「通いの場」を生活支援と一体的に運営する場合の事務経費に応じて加算。ただし、「八王子市ふれあい・いきいきサロン支援事業補助金」の交付を受けて活動しているものを除く。                                         | 補助期間の月数に相当する回以上開催する場合<br>10,000 円/月       |
|        | 地域課題チャレンジ加算     | 上記通いの場の運営のほか、実施要綱第7条に定める多様な活動を行う場合の事務経費に応じて加算。<br>なお、詳細については市が別に定める。                                                                          | 10,000 円/月                                |

※ いずれも第3条の各号に定める経費は補助対象としない。

※ 当該事業の実施にかかる補助対象経費及び上限額は、各団体の活動内容に応じ、別表第1に定める基準額及び加算の合計とする。

ただし、加算の組み合わせによる上限額は月5万円（「車両を利用した生活支援実施加算」の③を申請する場合は月6万円）とし、取り組む内容については実施要綱第7条第2項に基づき、事前に生活支援コーディネーターと協議すること。

なお、第8条に定める補助金の交付額は、基準額に各種加算を加えた見込み額で決定することとし、第11条に定める補助金額の確定に基づき、精算するものとする。

※物品購入費は税込単価5万円までに限り、1万円を超える場合は市への協議と備品台帳へ記載するものとする。

※資格取得費用は、実施要綱第2条に定める目的のために必要な資格に限り、「通いの場加算」「地域課題チャレンジ加算」にて精算するものとする。